

郵政改革法案（仮称）のための意見

慶応義塾大学 井手 秀樹

はじめに

- ・ 2008 年末イギリス、アメリカは、郵便に関するユニバーサルサービスの報告書を公表。
- ・ 競争促進政策からユニバーサルサービス維持のための政策を重視。
- ・ イギリスのロイヤルメール社の株式は全株政府保有。株式売却は原則禁止。
- ・ 郵便局ネットワークの維持のために、政府は17億ポンド程度を毎年補助。一方で2500局の郵便局を削減する方向。
- ・ 郵便局会社にとって郵便も重要であるが、それ以上に金融サービスが重要。イギリスの場合、郵便局収入のうち郵便関係が約3割。
- ・ 民営化を実施した諸外国において、郵便局数の減少、料金の値上げ等消費者の利便性の低下もみられる。また郵便や郵便局に対する補助金、税負担の軽減等財政的措置が取られていることは、日本と大きく異なる。

1. 持株会社・4分社化体制の見直しについて

(1) 今後の日本郵政グループの分社化

- (案1) 郵便事業会社、郵便局会社と持株会社を統合し、新たな事業持株会社をつくる。その傘下に子会社としてゆうちょ銀行、かんぽ生命を置く。
- (案2) 郵便事業会社と郵便局会社を統合する（郵便局会社を郵便事業会社の100%子会社することも可）。ゆうちょ銀行、かんぽ生命とともにこの3社を統括する日本郵政（純粋持株会社）を置く。
- (案3) 日本郵政（持株会社）、郵便事業会社、郵便局会社の3社を経営統合し、その傘下にゆうちょ銀行、かんぽ生命を統括する金融持株会社を置く。

- ・ (案1)、(案2)、(案3)いずれの案も基本的考え方は以下の通り。
- ・ 郵便局会社は多様なサービスを提供する価値あるインフラとして位置づけられている。しかし、諸外国をみても新規業務による収益改善の貢献に多くは期待できない。
- ・ 郵便局会社は手数料収入のみで、新規業務の提供も低調。
- ・ 郵便引受物数、貯金、保険契約の減少傾向が続いていることから、手数料収入が低下し、将来的には郵便局会社の経営は行き詰まり。イギリスの鉄道会社、諸外国の電力事業の教訓から明らか。

- ・(案1)(案2)(案3)では、郵便事業会社が資産を保有。資産の売却益、またゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式売却、株式配当等を原資として郵便事業分野で買収・事業提携、国際事業展開を行うことが可能となる。
- ・原資をもとに、必要なノウハウは買収し、海外進出には提携を手段とするなど、経営戦略を考えるべき。競争の激しい国際市場に対応するには、国際的体制、競争対応能力が必要。
- ・ただし、国際分野事業に活路を見出すとしても、国際物流事業への取り組みは諸外国の郵便事業体に比べかなり遅れている。
- ・TNT、ドイツポストなど80年代、90年代に積極的に企業買収を繰り返し、世界を席卷する企業に成長。

(2) 体制見直しの留意点

- ・(案1)、あるいは(案3)が望ましい。(案2)はゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式売却益、配当が郵便事業会社等に還元されない。いずれにしても各案のメリット、デメリットを検討することが重要。
- ・郵便事業会社、郵便局会社の統合により、20万人近い巨大企業が誕生。
- ・(案4)として、日本郵政、郵便局会社、郵便事業会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の5社を統合し、社内カンパニー制体制が考えられる。ただし、この案は民営化前の体制に逆戻りとられかねないので、合意が得られにくい。
- ・現在、4社体制で別会社化し、会計分離されている。ユニバーサルサービス維持のために、どのような形で会社間での内部相互補助が可能か。内部補助によって事業ごとの採算管理が曖昧になる。
- ・2006年の郵政民営化法では、株式売却益から1兆円積み立て、地域・社会貢献基金をつくり、郵便局ネットワークの維持や第3種、第4種の政策料金を維持する仕組みが示されていた。
- ・今回の株式売却凍結法により、新たな仕組みが必要となる。

2. 今後、新たに取り組む方向性、具体的課題

(1) 郵便事業

- ・民営化後、「競争による効率化」が一定の成果を上げている。しかし、経常利益率は諸外国の郵便事業体に比べて低く、また郵便市場における構造的衰退に対し、すみやかに対応策を講じる必要がある。
- ・競争の推進によって、ユニバーサルサービスの確保など課題もある。
- ・郵便のユニバーサルサービスについては、諸外国では財政的な支援措置、ユニバーサルサービス基金、税の免除等がある。日本においてもこれらの措置について検討が必要。

- ・日本ではメール便と信書の境界が曖昧のまま、制度上、完全自由化が実施されている。郵便法違反の取り締まりを強化するとともに、公共性のある郵便事業に対する産業政策的視点が必要となる。
- ・第3種、第4種の政策的料金減免について見直すべき。
- ・大口差出の料金など料金設定の自由度を与える。
- ・アメリカのいくつかの州で審議されている DNM (Do-Not-Mail) 法案はダイレクトメールを禁止する法案で、郵便物数の減少をさらに深刻にし、郵便収入およびユニバーサルサービス義務にも影響を与える可能性があることから、これらの動向について留意すべきである。
- ・ユニバーサルサービスの水準引き下げ、ならびにユニバーサル基金の創設は利用者、郵便事業者、納税者の負担となり、しかも郵便事業会社のコストが不必要に高くなる。それらは国民にとって不利益な選択肢である。また、郵便市場の構造的変化に対応するよう郵便事業会社に促すインセンティブが低下する。

(2) 郵便局

- ・郵便局の廃止等の基準、手続きを規定する。また都市部においては再配置等を実施する。
- ・郵便局の社会的責任を考慮すると、全面的に商業ベースでこのネットワークを維持できる見通しはほとんどない。このため、公共部門による完全所有が望ましい。郵便局がユニバーサルサービスの利用拠点を提供し続けられるよう、郵便局株式会社とゆうちょ銀行、かんぽ生命の間で長期契約を締結するよう措置が必要（株式保有によるマネジメント等）。
- ・市場のかなりの不確実性、郵便量、預金、保険の減少、不況という要因を抱え、財政状況がはるかにリスクの大きい状況に直面している。近い将来に必要な場合、即座に、かつ容易に資本を獲得できるような位置づけを確保しなければならない。
- ・一般家庭の利用者と小規模事業者がユニバーサルサービスを利用するために、郵便局が不可欠な拠点である。しかし、郵便局はそれよりもはるかに幅広いサービスを提供することが可能である（「郵便局ネットワークの活用」）。わが国最大の小売・金融チェーンとする。
- ・新たな企業形態のもとでの顧客情報の共有の問題。

以上

イギリス

政府

全株保有

ロイヤルメールG持株会社

100%株式保有
原則株式売買禁止

ロイヤルメールグループ

100%出資

郵便局会社

子会社

子会社

ドイツ

政府

31%株式所有

ドイツポスト

100%
株式保有

100%
株式保有

51%
株式保有

DHL

DANZAS

ポストバンク

フランス

ラ・ポスト

持株会社

ソフィポスト

SF2

ジオポスト

子会社

子会社

子会社

子会社

子会社

日本(案1)

政府

1/3株式保有
+黄金株1株

(事業持株会社)

持株会社

郵便局会社

郵便事業会社

100%
株式保有

100%
株式保有

ゆうちょ
銀行

かんぽ
生命

日本(案2)

政府

(純粋持株会社)

全株保有

日本郵政(持株会社)

100%
株式保有

100%
株式保有

100%
株式保有

郵便事業会社
郵便局会社

ゆうちょ
銀行

かんぽ
生命

日本(案3)

政府

日本郵政
郵便局会社 (統合)
郵便事業会社

金融持株会社

ゆうちょ
銀行

かんぽ
生命